

(様式6)

判断基準が法令の定めには言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号		担当課	都市計画課
法令名	土地区画整理法	根拠条項	102-1	不利益処分の種類	仮清算金の徴収	
<p>土地区画整理法 (仮清算) 第百二条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地を指定した場合又は第百条第一項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第九十四条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。 2 第百十二条の規定は、施行者が前項の規定により仮清算金を交付する場合において、宅地又は宅地について存する権利について先取特権、質権又は抵当権があるときについて準用する。</p>						